

千葉県学校薬剤師会研修会・地域サポート事業 ～市原市学校薬剤師会研修会報告～

市原支部長 岡本 衛

『電子黒板の照度検査不具合及び最適な設置運用について』

講師 一般社団法人市原市薬剤師会

学薬担当 岡本 衛

『おくすり教育について～教育の現状と各年代の表現方法～』

講師 千葉県学校薬剤師会 会長 畑中範子

今回の研修会では、令和3年度から市原市で導入されている電子黒板の運用について実地試験を行った結果の発表と、学校薬剤師として大事な仕事の一つである、おくすり教育について各年代の表現方法についてご講演いただきました。日頃より現役で活躍されている学校薬剤師と来年度より学校薬剤師として活動予定の薬剤師に参加いただき、会場は聴講者で満たされました。

電子黒板検査は既存の規定に照らし合わせると不適となるケースが多く、最適な設置運用を模索す

るため、学校保健課と協議し、モデル校を選定し実地試験を行った結果を発表しました。

中学校の学習指導要領におくすり教育が入っていますが、市内でアンケートをとった結果、おくすり教育を行ったことがない学校薬剤師が多数いたため、経験豊富な畑中氏に小学生、中学生、高校生と各年代に沿った、表現方法や実験動画、クイズ形式などを用いた授業の進め方をご講演いただきました。

研修会終了後のアンケートでは、【T.Tという授業形態を初めて知った】【おくすり教育＝薬物乱用と思い込んでいた】【資料を提供する事でも協力できる事を知った】など実りのある研修会となりました。

研修会に参加しただけで終わりではなく、そこで得た情報や知識を学校やこども園などで活かしてより良い児童・生徒の学校環境衛生に貢献していただけたら幸いです。



令和6年度 文部科学省補助事業 学校環境衛生研修会(青森県開催)報告

千葉県学校薬剤師会
会長 畑中範子

令和6年11月13日(水)青森県総合学校教育センター大研修室で開催されました。

講演1 「学校環境衛生活動と学校関係者の役割」
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
健康教育調査官 鈴木貴晃

法令等に即した学校環境衛生活動の実施について述べられた。学校環境衛生活動の実施目的は、「①学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る ②学校における子どもの適切な学習環境の確保を図る」であり、

国は、「財政措置その他必要な施策を講ずる」(法第3条第1項)及び「学校環境衛生基準を定める」(法第6条第1項)。

地方公共団体は、「財政措置その他必要な施策を講ずる」(法第3条第1項)。「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校に適切な環境の維持に努めなければならない」(法第6条第2項)。「学校は、県境衛生検査は、毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づき行われなければならない」(施行規則第1条1項)及び、「環境衛生検査にほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない」(施行規則第2条)。

校長は、「学校の環境衛生に関し適正な欠く事項があると認めた場合は、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る」(法第6条第3項)になっている。

その中で、国の責務として、普通交付税において措置されている。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬が措置されていること。

道府県分

- (1)【高等学校費(生徒経費)】：非常勤校医等手当 74,490 千円
- (2)【特別支援学校費(学級経費)】：学校医 62 名、学校薬剤師 14 名 15,204 千円

市町村分

- (1)【小学校費(学校経費)】：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名 1,021 千円
- (2)【中学校費(学校経費)】：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、学校薬剤師 1 名 995 千円
- (3)【高等学校費(生徒経費)】：非常勤校医等手当 1,206 千円

学校環境衛生検査に係る委託に要する経費が措置されていること

1. 道府県分：【その他の教育費(保健体育費)】 11,010 千円
2. 市町村分：【その他の教育費(保健体育費)】 5,591 千円

保健室の備品等(環境衛生用)については、2 文科初第 1633 号令和 3 年 2 月 3 日付け文部科学省中等教育局長通通知があり、温湿度計、風速計、WBGT 計、照度計、ガス採取器セット、塵埃計、騒音計、黑板検査用色票、水質検査用器具、プール水用温度計、プール水質検査用器具、ダニ検査キットが掲載されている。

学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施に向けた取組で、環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認が必要である。

学校環境衛生活動に関する最近の話題では、水道水質管理における留意事項と PFOS 及び PFOA

に関する地方自治体の対応として、水質管理目標設定項目等に設定（目標値（暫定）等 50ng/L）、目標値等を超えて検出された場合等に都道府県・関係市の取組等の実施の参考として活用 超過地点周辺における対応として、目標値等を超えて検出された地下水等を水源としている井戸等の設置者には、水道水の利用を促す等により飲用を控える助言及び目標値を超えて検出された地域では、濃度の経年的な推移の把握が望ましいとされている。

参考資料として、「学校における水泳プールの保健衛生管理」と「健康的な学習環境を維持管理するために」の紹介と咽頭結膜炎について、プールでの接触やタオルの共用等により感染することがあるものの、プールのみに限らず、飛沫や接触で感染するため、咽頭結膜熱「プール熱」と称することは実態を必ずしも正確に反映しているものではなく、学校保健安全法において第二種の感染症とされており、出席停止の期間の基準は、「主要症状が消退した後二日を経過するまで」とされている。

また、いわゆる「香害」への対応について、文部科学省が「その香り困っている人もいます」ポスターの紹介があった。

なお、講演 2 は、東京薬科大学北垣教授による講演でしたが、青森県が例年、全国学校保健調査で実施率がワーストであるため、検査の必要性についてお話されました。